

# 一般社団法人全日本グラススキー連盟定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全日本グラススキー連盟と称する。

(目的)

第2条 当法人は、我が国におけるグラススキー界を統括し代表する団体として、グラススキー普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- ① グラススキースポーツ普及及び発展
- ② グラススキーヤーの育成及び強化
- ③ グラススキーコーチなど指導者資格の認定
- ④ グラススキー関連講習会、刊行物や用具の監修と公認
- ⑤ 国際スキー連盟グラススキー委員会との相互協力
- ⑥ グラススキー用具、滑走技術の調査研究
- ⑦ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(社員)

第6条 当法人の社員は、会員の中から選任する。

2 社員は、一般法人法上の社員とし、社員総会において議決権を有する。

(入社)

第7条 当法人の社員として入社しようとする者は、理事会が別に定める社員入社申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の特別決議によって除名することができる。

- ① 当法人の定款又は規程に違反したとき
- ② 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員に対し、社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 会員

(会員種別)

第10条 当法人に次の会員を置く。

- ① 賛助会員
- ② 一般会員
- ③ ジュニア会員
- ④ インストラクター会員
- ⑤ アシスタントインストラクター会員
- ⑥ 公認セッター会員
- ⑦ FIS 会員
- ⑧ FIS 遅延登録会員
- ⑨ 公認スキー場会員
- ⑩ 公認用品会員

2 会員は、第6条に定める社員を除き、一般法人法上の社員とはならない。

(入会)

第11条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第12条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(会費)

第13条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

① 賛助会員	10,000 円
② 一般会員	3,500 円
③ ジュニア会員	2,500 円
④ インストラクター会員	5,000 円
⑤ アシスタントインストラクター会員	4,000 円
⑥ 公認セッター会員	1,000 円
⑦ FIS 会員	5,000 円
⑧ FIS 遅延登録会員	10,000 円
⑨ 公認スキー場会員	70,000 円
⑩ 公認用品会員	50,000 円

(除名)

第14条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、理事会の決議により除名することができる。

(会員の資格喪失)

第15条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ③ 1年以上会費を滞納したとき。
- ④ 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- ⑤ 理事会において除名を決議したとき。

(経費等の負担)

第16条 会員は、当法人の目的を達成するため、所定の会費その他必要な費用を負担するものとする。

## 第4章 社員総会

(社員総会)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第18条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第19条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第21条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第24条 当法人に次の役員を置く。

① 理事 3名以上7名以内

② 代表理事 1名

2 各理事について、当該理事及びその親族等である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない

(役員を選任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

2 必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(代表理事)

第26条 理事の中から代表理事1名を選定する。

(代表理事の選定)

第26条 代表理事は、理事の互選により定める。

(役員職務)

第27条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事報酬)

第30条 理事の報酬は、社員総会の決議によって定める。

(特別利益の禁止)

第31条 当法人は、社員、役員その他の関係者に対し、特別の利益を与えない。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

第32条 当法人に理事会を置く。

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解職
- ④ 会員の入会承認及び除名に関する事項

⑤ その他当法人の運営に関する重要事項

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、理

事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ④ その他法令で定める書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、事業報告及び計算書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

（剰余金の不分配）

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 解散及び残余財産

（解散）

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産帰属）

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他これらに準ずる団体に贈与するものとする。

## 第10章 附則

（最初の事業年度）

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

（設立時の理事及び代表理事）

第49条 当法人の設立時の理事及び代表理事は次のとおりである。

設立時理事	新谷起世
設立時理事	芦田直哉
設立時理事	矢野誠

設立時代表理事 新谷起世

（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）

第50条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都町田市小山町 4301 番地 メゾン・ジュネス 107  
新谷起世

神奈川県相模原市緑区寸沢嵐 579 番地 2  
遠藤壽郎

(法令の準拠)

第 5 1 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人全日本グラススキー連盟設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

(施行日)

第 5 2 条 この定款は、平成 3 0 年 5 月 3 1 日から施行する。

改訂履歴

・令和 8 年 5 月 22 日改訂

設立時社員 新谷起世 印

設立時社員 遠藤壽郎 印